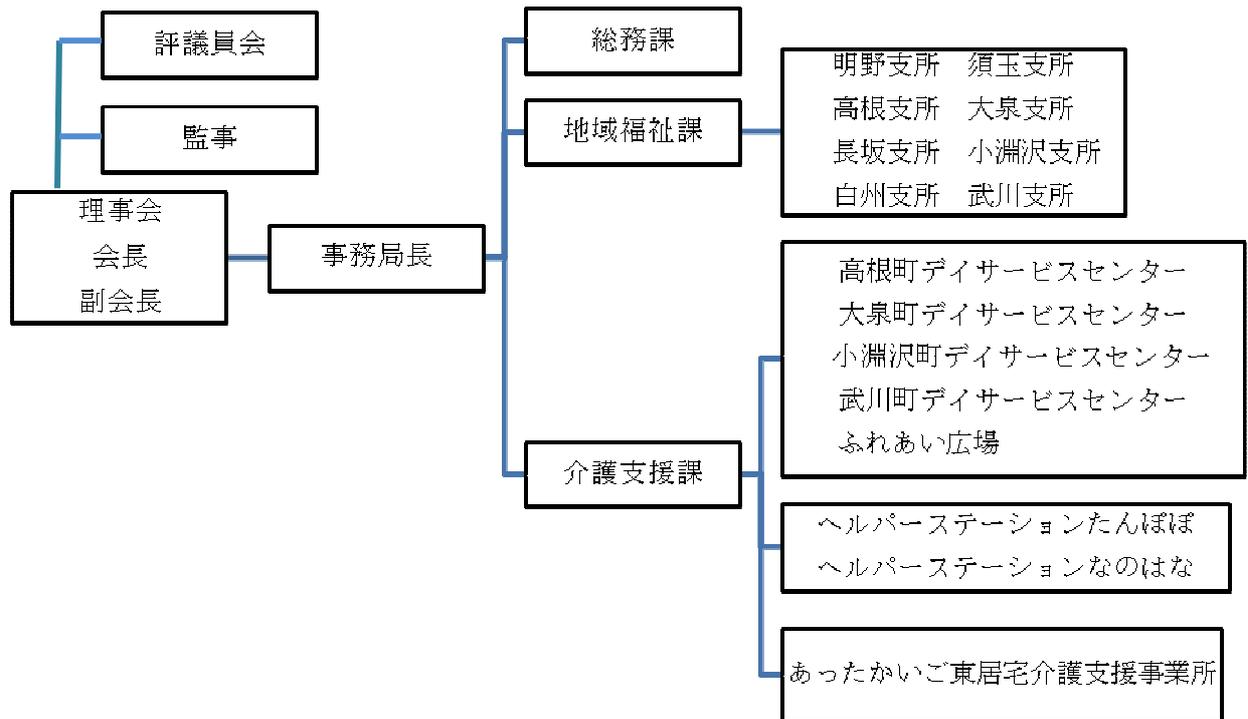


平成27年度

北杜市社会福祉協議会事業計画

社会福祉法人 北杜市社会福祉協議会

機 構



平成27年度 事業計画

基本方針

今日、社会経済情勢が変化する中、社会的孤立や経済的困窮を背景にした深刻な生活課題が広がっています。既存の社会保障や福祉制度では対応しきれないニーズが拡大する中で、社会福祉協議会は地域福祉を推進する団体として、様々な理由により不利な状況にある人、声をあげることすら難しい人に対してサービスや支援をつなげていくために、様々な事業展開により問題解決に取り組んで参りました。

特に介護保険関係のサービスを積極的に進めて参りましたが、昨今は介護予防の推進をはじめとした地域全体の包括的ケアによる質の高いサービスの提供等が求められ、通所及び訪問介護事業等のサービス内容の充実と、介護予防のための複合型の事業の推進を図りながら、今後は地域の福祉ニーズや各種制度の動向を見極めつつ、より地域に密着した福祉事業や関連活動を支えるための基盤となる地域福祉活動を進める必要があります。

平成27年度介護保険制度改正では、日常生活圏域に着目した地域包括ケアシステムの推進等が掲げられ、10年先を見据えたさまざまな改革が行われます。最も大きな改革として、在宅福祉サービスの中で介護予防の一部を地域支援事業に移行することとなりました。

これまで介護保険の枠組みの中で行なっていたサービスを地域支援事業に移し、住民主体の助け合い活動や生活支援サービスの拡充を図り、地域の実情に応じた支援体制を日常生活圏域に構築していくものです。

このことは、地域包括ケアシステムの推進について、専門職によるサービス・支援に加えて、住民の参画をより重視した手法へと転換していくことを意味するものであり、社協がこれまで取り組んできた助け合い活動やボランティア活動の実践等を踏まえて、住民主体の地域包括ケアシステムの推進を提案し、その実現にむけて役割を発揮することが求められるものです。

こうした状況を踏まえ、社協の介護サービス事業についても、めざす住民主体の地域包括ケアシステムのなかに改めて位置づけ、社協らしい事業展開を図っていく必要があります。

また、こうした取り組みは、住民との協働による相談・支援体制づくりや地域における総合的な権利擁護体制の構築といった取り組みとも方向性を同じくするものであります。

従いまして、今回の介護保険制度改正は、介護サービス事業だけではなく、社協が使命として推進してきた地域福祉全体に影響を及ぼすものとして制度改正への的確な対応・取り組みをすすめることが重要です。

以上を共通認識として平成27年度の事業計画を作成いたしました。具体的な実践にあたっては在宅福祉サービス部門だけではなく、法人運営部門、地域福祉部門を含めて横断的に協議の場を設け、福祉課題を的確に把握するとともに明確な問題意識を持ち、創意工夫と連携・協働によって新たな事業活動を展開して参ります。

事業実施計画

I 法人運営事業

1 法人運営の基盤整備、経営体制の強化

- ・理事会・評議員会・監査会の開催
- ・法令に基づく諸規程の整備
- ・新会計基準による適正な会計処理の実施

2 財政基盤の強化

①社協会員制度の拡充と自主財源の確保

地域福祉活動のより一層の充実を図るため、社協会員制度の拡充に努めます。

社協活動を理解していただくよう、わかりやすい情報の発信を心がけ、世帯会員及び企業等に賛助会員の加入をお願いし自主財源の確保に努めます。

②事業運営の効率化や経費の削減

事業評価による費用対効果の分析により、職員個々の経営意識の向上を促進し、事業運営の一層の効率化や経費の削減に努めます。

3 財務分析

これまで本会の行なってきた介護保険事業は、相対的に健全な運営状況で推移しており、繰越金や積立金という形で一定の成果を上げていますが、近年の介護報酬の改定等の影響により経営状況が下降気味です。本会の掲げた地域福祉活動計画の実現を図る上で、中長期的な財務分析が不可欠であり、今後の事業展開に向けて財政面の分析・検討を行ないます。

4 職務分析、職務評価の実施

山梨労働局の雇用コンサルタント事業を活用し、職務分析及び職務評価を行ないます。職員の職務内容に応じた適正な処遇を行なうことで、職員の意欲の向上に繋がります。

5 職員の資質向上への取り組み

- ・職員の資質向上を目的とした計画的な研修受講の促進（職種別、経験別研修への参加）
- ・介護福祉士等の資格取得の促進
- ・役職員研修として山梨県社会福祉大会への参加

6 災害時の体制整備

本会は高齢者や障害のある方を対象にした事業やサービスを多く実施しており、大地震等の災害発生時に施設や人的資源にダメージを受けて事業が一時的に中断したとしても、出来る限り早く再開する使命があります。災害時に受けるダメージを出来る限り少なくし、事業の再開をスムーズに行なうため、事業継続計画や減災のためのマニュアルの整備を行ない、職員に周知徹底します。マニュアルの検証を含めた訓練や学習会を年間を通じて行ないます。

7 広報活動の強化

地域福祉に関する情報を発信することにより、社協の福祉活動やたすけあいのまちづくりについて理解と関心を深めます。

- ・社協広報誌の発行 年4回(4月、7月、10月、1月)
- ・ホームページの運営

II 地域福祉事業

1 ボランティア推進事業

(1) 普及啓発・相談機能の充実

ホームページや広報紙等により、ボランティア活動に関する情報提供を行ない、ボランティア活動全般の普及啓発を図ります。

①ボランティアの把握、ボランティアニーズ把握の強化

②コーディネート機能の強化

③ボランティア保険取扱事務

④ボランティアセンターの設置(活動拠点の提供) **拡充**

社協本所内に設置したボランティアセンターで、ボランティア活動をしたい人、あるいは必要とする人、団体、施設等の相談に応じる連絡調整機能を充実するとともに、活動拠点としてボランティアルームを貸し出します。

⑤ボランティア推進大会の実施 **拡充**

ボランティア推進大会の実施に当たり、市内で活動しているボランティアによる実行委員会を立ち上げ、実行委員会と社協の協働により企画運営を行ないます。

事業を通じてボランティア相互の情報交換や親睦を促進し、活動の活性化や新しい取り組みのきっかけ作りにつなげていただくことが目標です。

(2) 研修・講座

ニーズに即したボランティア養成講座を実施します。市民を対象に各種研修を実施し、ボランティア活動の活性化を図ります。

①傾聴ボランティア養成講座

②読み聞かせボランティア養成講座

③手話奉仕員養成講座 (基礎課程)

④ボランティアリーダー研修

⑤食品衛生管理研修

⑥介護ボランティア研修

⑦災害ボランティアセンター設置運営訓練

⑧災害ボランティア養成事業 **新規**

災害時に地域で活動できる人材育成を目的に各種講座を開催し、防災減災のノウハウや災害時協力ボランティアとして登録を促進します。

(3) 福祉教育の推進

小・中・高等学校の児童・生徒及び市民を対象に、福祉への理解と関心を深めるために福祉教育活動を推進します。

① ボランティア活動普及校助成事業

② 福祉体験学習

③ 福祉ポスターの募集 **新規**

小中学生を対象に、福祉やボランティアをテーマにしたポスターの募集を行ない、福祉への関心を深めます。

④ ボランティア体験学習 **拡充**

夏休み期間中に、小中高生を対象に福祉について学んだり、実際に福祉施設でボランティア体験を行ない、高齢者や障がいのある方への理解を深め、思いやりの心を育てます。一部地域で実施していた小学生向け企画を市内全域に広げて、デイサービスセンターでのボランティア体験の他、手話体験、防災減災体験等を計画しています。

2 地域福祉推進事業

誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向け、地域のさまざまな団体、機関、住民の参加と協働により、地域福祉活動を推進します。

(1) 地域の福祉力を推進する

地域にはそれぞれの特性や背景があり、抱える課題もさまざまであることから、お互いの問題を理解しやすい身近な地域でのボランティア活動や保健福祉推進員の活動を支援し住民参加の福祉のまちづくりを進めます。

また地域包括ケアシステムの実現に向けて、行政との協働により、生活支援サービスの充実や不足しているサービスの開発、提供主体の調整等を図る生活支援コーディネーターの配置について検討します。平成27年4月より施行される生活困窮者自立支援法に係る社協独自の取り組みについても、協議検討を進めます。

(2) 地域活性化事業

地域の交流の輪を広げ、気軽に社会参加できる環境づくりに努め、地域福祉活動の活性化を促進します。

① 健康福祉大会

② 地域委員会事業 (ふれあい会食事業、ふれあい交流事業、福祉の集い等)

(3) 家族介護交流事業

高齢者介護に関する知識と介護技術の習得のため、北杜市と共催で家族介護交流事業を実施し、高齢者の在宅生活の向上を図り、介護者の負担軽減につながる支援を行いません。

(4) オレンジサロン事業 **新規**

認知症の方と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集うことができる場(認知症サロン)を設置し、住み慣れた地域で安心して生活が出来るよう支えるとともに、地域のボランティアの方が協力できる体制を整え、サロン活動を通じて認知症への理解を広めることを目的とします。今年度は試行的に毎月第3木曜日12時～15時、社協本所内で開催します。

(5) シニア生き生き講座

高齢者の健康の増進、教養の向上のための講座を実施します。

- ①健康マージャン 3回
- ②世代間交流と伝承遊び 1回
- ③豊かな老後のための講座 2回

(6) 福祉車輛・福祉機器、炊き出し用大釜の貸し出し

傷病等により移動が困難な方に車いすや福祉車輛等を無料で貸し出し、日常生活の向上や社会参加の促進、家族の介護の軽減等を図ります。

平成27年度は、車いすの集中メンテナンスを実施し、必要に応じ修理を行いません。

3 児童福祉事業

子どもを取り巻く環境の変化を見据えて、見守り活動や多様な人々との交流の機会、子どもの養育者への支援事業等を実施し、子どもの健やかな成長を地域全体で育みます。

- ①子どもの遊び場整備事業
- ②出産お祝い品贈呈事業(紙おむつの支給)
- ③安全パトロールの実施
- ④子育て広場事業 **新規**

市で開催するおまつり等に合わせて開催し、子育て中の親子のコミュニケーションを図る機会を設けるとともに、ひとり親家庭の子育て情報の発信等も行いません。絵本の読み聞かせコーナーや各種体験コーナー等を計画しています。

Ⅲ 援護対策事業

1 相談支援事業

①福祉総合相談事業

介護に関することや生活全般の様々な相談に応じ、問題解決のための助言や適切な専門機関に繋がります。

②無料法律相談事業

多様化する生活課題に対応するために、弁護士による無料法律相談を実施し、相談支援体制の充実を図ります。

2 貸付事業

低所得者世帯などを対象に、各種資金の貸付事業を行ない、世帯の生活の安定と経済的自立の支援に努めます。

①山梨県生活福祉資金貸付事業

②山梨県居室整備資金貸付事業

③北杜市社会福祉金庫貸付事業

3 日常生活自立支援事業

自分自身で福祉サービスの利用申し込みや金銭管理がうまく出来ない方々が、地域で安心して生活ができるように、日常生活支援員が支援を行ないます。

当会は、地域の基幹的社協として当該事業に専門員を配置し、その方の希望と状況に応じた支援計画を作成し、支援員との連携により福祉サービスを利用するための手続きや日常的な金銭管理等を行ないます。

また、この事業で対応が困難な方に対して、法人後見等を含めた支援の方法についても協議検討していきます。

IV 市受託事業

1 お楽しみ給食サービス事業

80歳以上のひとり暮らし高齢者が食の楽しみを通じ健康で健やかに生活できるよう、お楽しみ給食を年4回お届けします。

2 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

高齢者の社会参加促進による閉じこもり予防と健康づくりを行なう事業を実施します。

・高齢者輪投げ大会

3 はつらつシルバー事業

外出の機会の少ない高齢者の集いの場として、保健福祉推進員や行政区の役員、ボランティア等の協力により、公民館などを会場に各地区6回の開催を目標に実施します。

4 介護支援ボランティア事業

高齢者自身の社会参加を通じ健康維持及び介護予防を推進することを目的とした事業で、元気な高齢者が自ら行なう介護支援ボランティア活動に対してポイントを付与します。

社協の4つのデイサービス等で当事業の受入を行なうとともに、ボランティアの登録・研修会の開催・手帳の交付・評価ポイントの付与・評価ポイントの管理業務を受託します。

5 手話奉仕員養成講座事業（入門課程）

聴覚に障害のある方のよき理解者として、広く手話奉仕活動を実践する人材を養成し、日常生活程度の手話表現技術の取得を目指します。

6 ふれあい処事業

北杜市の介護予防・日常生活支援総合事業として、介護保険外の通所型予防サービスとして「ふれあい処」を受託します。

住み慣れた地域で安心して過ごせるように、地域住民による支援を受けながら地域で支える体制づくりを目指します。

V 団体事務

それぞれの団体の自主性や自立的な運営体制の確立を目指しつつ、事務局として各種事業の実施に係る支援を行ないます。

- 1 北杜市老人クラブ連合会事務局 各種事業の実施、連絡調整
- 2 北杜市身体障害者福祉会事務局 各種事業の実施、連絡調整
- 3 北杜市母子父子寡婦福祉連合会事務局 各種事業の実施、連絡調整
- 4 山梨県共同募金会北杜市支会事務局

①共同募金運動の実施

- ・赤い羽根募金、歳末たすけあい募金

②歳末たすけあい事業の実施

- ・一人暮らし高齢者の激励訪問

③配分申請事務

- ・市内福祉施設等からの配分申請の受付、適正配分のための調査及び連絡調整

④罹災世帯支援活動（災害見舞金交付）

- ・火事、天災等による家屋の破損状況に応じて災害見舞金を支給
(全焼全壊 10,000 円、半焼半壊 5,000 円)

VI 介護保険事業・障害福祉サービス・在宅福祉サービス事業

在宅福祉サービスを担う事業所として、高齢者や障がいのある方が要介護状態になっても住みなれた地域でいきいきと生活がおくれるよう、良質なサービスの提供を行ないます。

1 通所介護事業・介護予防通所介護事業（4事業所）

- ・高根町デイサービスセンター
- ・大泉町デイサービスセンター
- ・小淵沢町デイサービスセンター
- ・武川町デイサービスセンター

北杜市から指定管理者として受託を受け、通所介護事業所の運営を行います。

介護が必要な高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう、日帰りでデイサービスセンターをご利用いただき、食事や入浴、様々なプログラムを通して、心身機能の維持向上を目指すとともに、ご家族の方の介護負担の軽減を図ります。また、ご要望によりサービス時間の延長や夕食サービスの提供も行ないます。通所介護計画の作成にあたっては、生活相談員が状況を的確に把握分析し、援助の方向性や目標を明らかにします。

職員の資質を高めるために、技術向上研修等、各自のスキルアップに努め、また伝達の場として内部研修会を実施し全体のレベルアップを図ることにより、介護福祉士の資格取得者が増加しました。その結果、介護福祉士の資格取得者が職務に従事する割合が全体の50%を超え、国が認定する最も高い水準に達しましたので、今年度よりサービス提供体制強化加算を申請し、よりよいサービスの提供と経営の安定に努めます。

また、今後増加が見込まれる認知症高齢者や重度の要介護者へ適切なサービスが提供できるように職員研修を計画的に実施し、関連する加算を申請するよう努めます。

2 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業（2事業所）

- ・ヘルパーステーションたんぽぽ（社協本所内）
- ・ヘルパーステーションなのはな（長坂支所内）

日常生活を営む上で支障のある高齢者の家庭を訪問し、在宅生活の支援を行ないます。介護福祉士の資格を持つサービス提供責任者が、利用者の状況を的確に把握・分析し、援助の方向性や目標を明確にした訪問介護計画を作成いたします。

訪問介護員（ホームヘルパー）は、訪問介護計画に基づき、利用者のお宅での状況等を的確に判断し、ご家族等や地域の保健医療、福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 居宅介護支援事業（1事業所）

- ・あったかいご東居宅介護支援事業所（社協本所内）

居宅介護支援事業所では、介護保険で要介護状態（要介護1～5）の認定結果を受けた方のための介護サービス計画作成（ケアプラン）、要支援状態（要支援1～2）の認定結果を受けた方のための予防サービス計画作成（介護予防プラン）、介護認定調査等を行ないます。ご本人やご家族との連絡を密に、個別のニーズに即したサービスを効率的効果的に組み合わせ、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送れるよう、生活全般の問題についての相談にも応じ、当事者の思いや願いに添いつつ、高度で専門的な知識に裏付けられた適切なケアプランの作成を行ないます。

既に質の高いケアプランを作成する特定事業所として運営を行なっていますが、更に特定事業所としての機能を最大限に発揮できるよう、今年度は主任介護支援専門員の資格取得者を増やし、体制の強化を図ります。

4 障害福祉サービス

- (1) 障害者総合支援法における指定障害者福祉サービス事業者として、地域で利用者が自立して生活できるよう家事や外出時の介護など日常生活を支援します。

①移動支援サービス事業

②障害者福祉サービス事業

- (2) 障害者総合支援法における基準該当障害者福祉サービス事業者として、4か所のデイサービスセンターで生活介護サービスを提供します。障がいのある方に対して行なうデイサービスで、入浴・食事・機能訓練などの介護サービスを日帰りで提供いたします。

①基準該当障害者福祉サービス事業

5 介護予防総合事業

・ふれあい広場 **拡充**

平成27年度の介護保険制度改正により、要支援の方が利用していた介護予防事業の一部が地域支援事業に移行することになりました。

昨年度まで北杜市の介護予防事業として「ふれあい広場」を受託していましたが、今後は受託ではなく、社協が独自に実施する地域支援事業としてサービスを提供いたします。

この広場の利用に当たっては、北杜市地域包括支援センター保健師による基本チェックリストを用いた認定が必要になりますが、運動機能向上・栄養・口腔機能などの支援が必要かつ広場への参加を希望する高齢者が対象です。要介護状態にならないために各施設に集まっただき、体操、レクリエーション、交流の機会をもちます。

月曜日	明野ゆうゆうふれあい館	(明野須玉地区)
火曜日	小淵沢共同福祉施設	(小淵沢地区)
水曜日	障害者総合支援センター	(長坂大泉地区)
木曜日	障害者総合支援センター	(長坂地区)
金曜日	武川高齢者活動センター	(武川白州地区)

6 苦情解決体制の整備

社協が提供する福祉サービスに係る利用者からの苦情を解決するための体制を整え、利用者の権利を擁護し、満足を感じていただけるようなサービスの提供に努めます。

- ・苦情解決責任者 事務局長
- ・苦情受付担当者 各事業所の管理者
- ・第三者委員 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を図るために3名の委員を委嘱